

蕨市の教育施設におけるマスク着用の考え方について

令和5年3月10日
蕨市教育委員会

マスク着用の考え方については、令和5年2月24日に蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部により見直しが行われ、令和5年3月13日から適用されることとなりました。

これにより、蕨市教育委員会が所管する教育施設（公民館、文化ホール、図書館、歴史民俗資料館、市民体育館、市民プール、信濃わらび山荘）においては、以下のとおりといたします。

1. マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。
なお、施設職員については、国・県のマスク着用の考え方に基づき、個人の判断に委ねることを基本としますが、当面の間、窓口対応や事業実施等の場面においては引き続きマスクの着用を基本とします。
2. 発熱や咳などの症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査が陽性の方、同居者に陽性者がいる方は、周囲に感染を広げないために来館（所）を控えてください。
3. 施設ごとに、事業内容によっては参集者にマスクの着用を求める場合があります。
4. 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求める可能性があります。
5. 施設利用団体・サークルにおいては、上部団体等が定める種目・活動内容別の感染拡大防止ガイドラインをご参照のうえ、必要な対応をお願いします。
6. 各施設では当面の間、建物玄関等に検温器と手指消毒液を設置していますので、必要に応じてご使用ください。